

第1章 障がい福祉計画及び

障がい児福祉計画の基本的な考え方

第1節 計画の策定にあたって

本市では、障がい者の権利の擁護とサービスの自己決定と選択を基本として、福祉施設から地域生活への移行を進めるため、佐渡市障がい福祉計画を策定し、4期12年間の期間、本計画にそって、相談支援や就労支援、地域生活支援の拠点づくりなどに取り組んできたところです。また、本市は平成16年3月に佐渡島内の10か市町村の合併により誕生しており、新市として、佐渡島全島の福祉の質の向上を目指して、関係事業所とともに体制の整備にも取り組んできました。

この期間を通じて、国の障がい者に対する基本的な施策も従来の措置中心の施策から、「障害者自立支援法」を経て「障害者総合支援法」を成立させ、障がい者の意思決定を重視したサービスの充実や差別の解消、施設から地域生活への移行と日常生活と社会生活の向上を目指して事業を進めてきました。

国連の「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者雇用促進法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など基本となる法律等も整備され、さらに、本計画策定の根拠となる「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」も次期計画に合わせ改正されたところです。また、障がい者と関連する地域ケアシステムの強化や医療及び介護の連携など、介護保険法の改正も合わせて行われています。

今回、第4期計画の計画期間の満了を迎えることから、こうした新たな国の制度変更に合わせて、第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画を策定することとなりました。

第2節 基本的理念

新しい第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、国から示された策定の指針に従って、本市の障がい福祉の実情と保健、医療、教育等の市の施策の状況を踏まえ、前期計画からの継続性を考慮して次のとおり定めます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動、文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

2 身近な実施主体と障がい種別によらない

一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや難病患者等に対しても、市内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき包括的、かつ、総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいや発達障がいを持つ幼児や児童を早期に発見し、福祉サービス分野だけでなく、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさけ、健やかな育成を図っていくための発達支援を強化します。

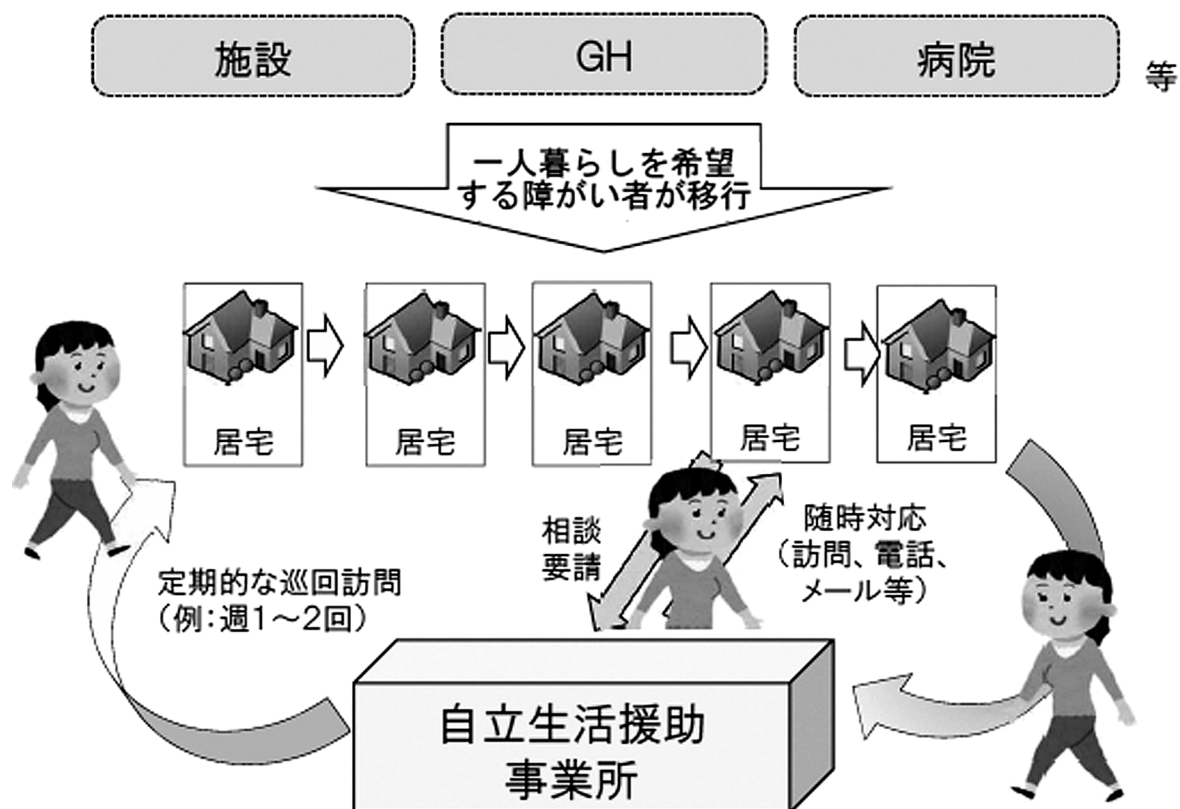
第3節 新たな施策の方向

新たな障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたり、国から新たに実施すべき事業として掲げられている事業について主なものをみると、次のようなものがあり、今後、市として事業実施について検討を進めることとします。

1 地域生活を支援する自立生活援助の創設

障がい者支援施設やグループホームからひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対して、一定の期間を通じて定期的な訪問や随時の対応により、支援サービスを行う自立生活援助が創設されます。

図表1-1 自立生活援助の創設

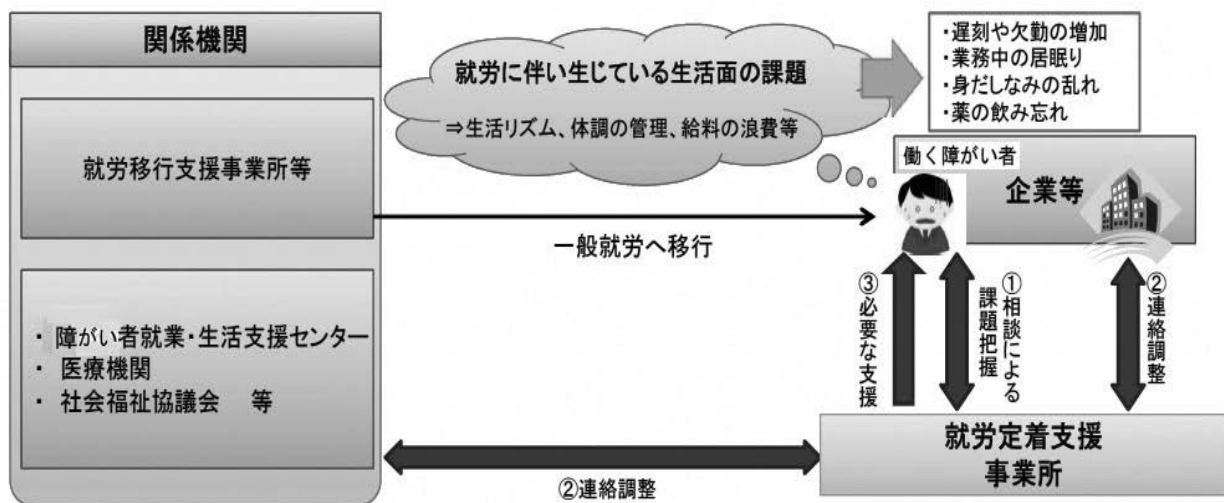


※国のイメージ図

2 就労定着支援の創設

就労移行支援を利用し、一般就労へ移行する障がい者が増える中で、就労と生活の両立を支援するため就労定着支援が創設されます。

図表1-2 就労定着支援の創設



※国のイメージ図

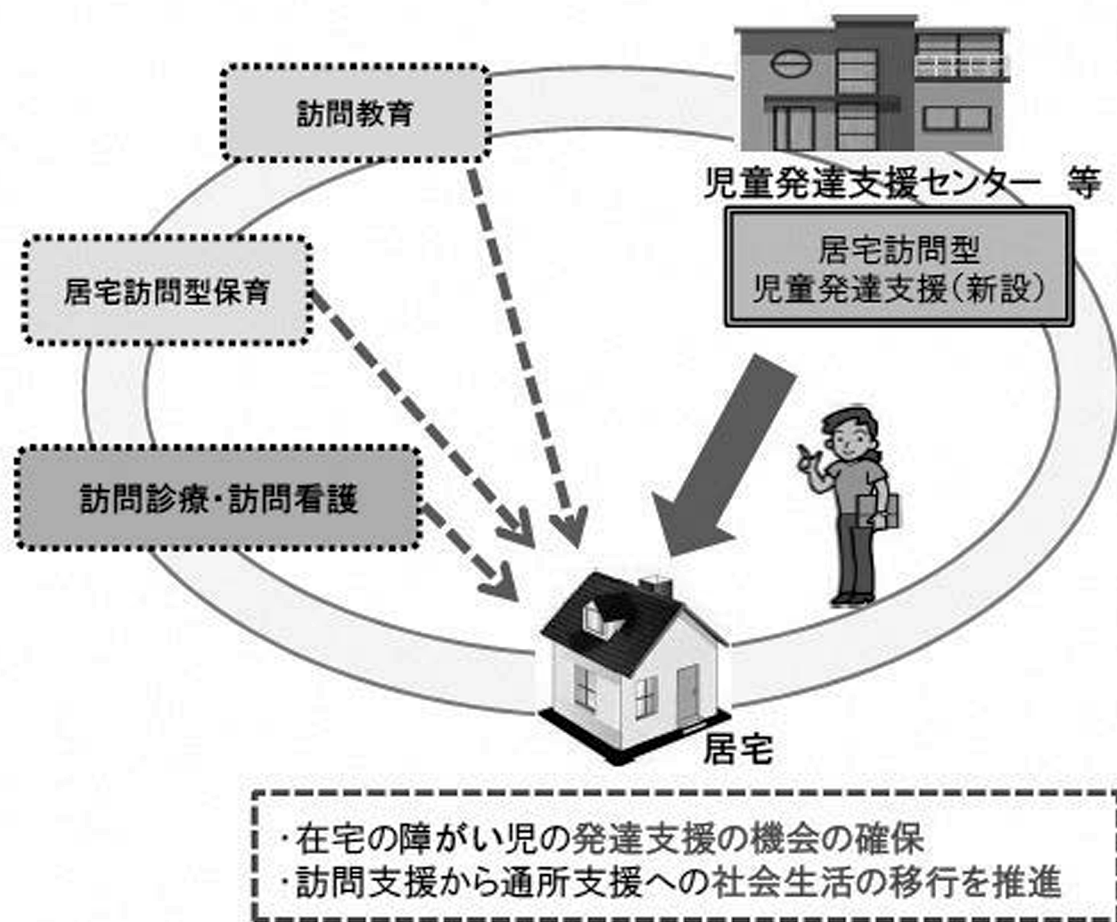
3 重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障がい者であって、重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援ができることとなります。

4 居宅訪問による児童発達支援の実施

今までの障がい児支援の中心は通所支援を基本としてきましたが、外出が著しく困難な重度の障がい児に対して、発達支援ができるよう障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

図表1-3 児童発達支援の創設

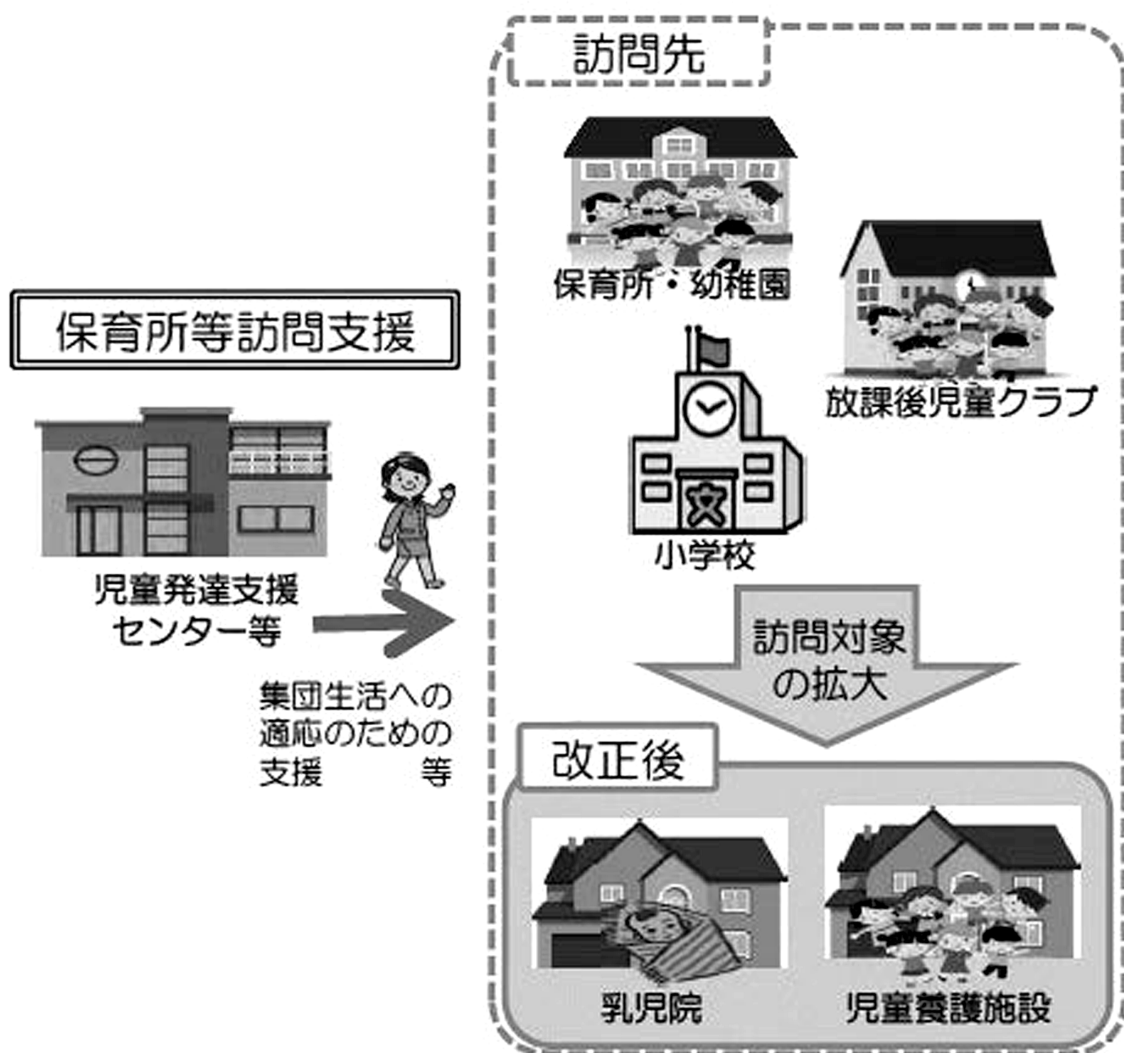


※国のイメージ図

5 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

図表1-4 保育所等訪問支援の創設



※国のイメージ図

6 補装具費等の支給範囲の拡大

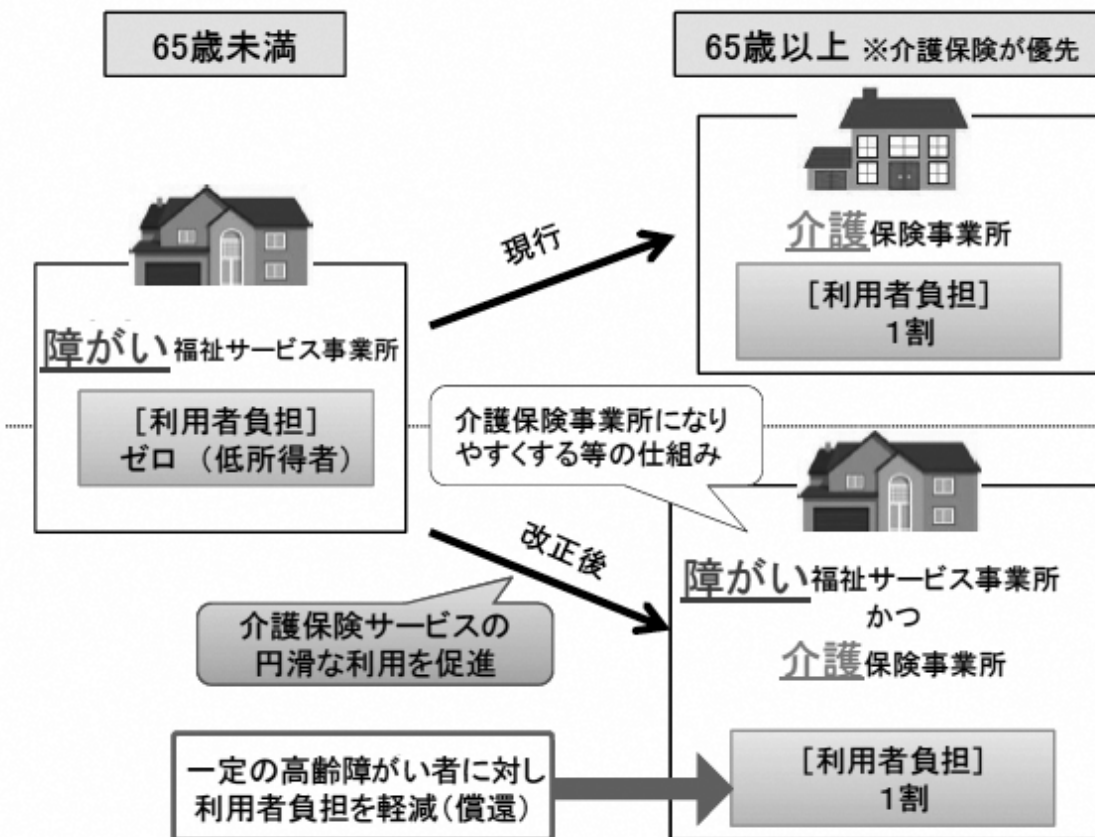
特に障がい児の場合など身体機能を補完、代替する補装具について、成長に伴って短期間の交換が必要となる場合について「購入」を基本としながらも、障がい者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となります。

7 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と

利用者負担軽減措置の検討

障がい福祉サービスを受けてきた高齢障がい者が介護保険を利用する場合に、新たに介護保険の利用者負担が発生している（1割負担）ことから、一定の高齢障がい者に対し、利用者負担を軽減します。

図表1-5 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と利用者負担軽減措置



※国のイメージ図